

代表者(法人)の変更

☆ 事務所所在地が 京都市内の場合 全日事務局へ提出
京都市外の場合 各管轄の土木事務所へ提出

※宅建業者の提出書類

提出部数 正本1部 副本2部 の合計3部です

提出用紙	様式	添付書類
宅地建物取引業者 名簿登載事項変更届出書	第3号の4 (第一面)	・身分証明書(本籍地の市区町村長が発行) ↑ 外国籍の方は住民票(在留に関する事項・国籍・ 在留カード等番号が記載されているもの) ・登記されていないことの証明書(本籍の記載不要) ・登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
免許証書換え交付申請書	第3号の2	宅地建物取引業免許証
誓約書	添付書類(2)	
略歴書	添付書類(6)	

※ 京都地方法務局の窓口で、成年後見登記に関する証明書の交付が行われています。

郵送による証明書の請求は、従来通り、東京法務局のみの取扱いとなります。

京都地方法務局：京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197

※常勤代表者が異動する場合

提出部数 正本1部 副本2部 の合計3部です

提出用紙	様式	添付書類
従事者異動届	第9号	
専任の宅地建物取引士設置証明書	添付書類(3)	

※全日への提出書類

提出用紙	様式	添付書類
変更届		・様式第3号の4 および従事者異動届、 専任の宅地建物取引士設置証明書の写し ・登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し
保証人届 *		新代表者の印鑑証明書原本1通
会員台帳		写真貼付
誓約書		
業者票申込書		必要な場合のみ(別途料金がかかります)

* 保証人は新代表者。第三者不要。

(公社)全日本不動産協会京都府本部 事務局
京都市中京区柳馬場通三条下ル槌屋町98-2
TEL:075-251-1177